

VI 研究グループ報告（最終報告）

## 営利・非営利組織の財務報告モデルの研究

### 【研究グループ構成員】

主査：	小西 範幸（青山学院大学）	伊澤 賢司（公認会計士）
委員：	浅野 敬志（首都大学東京）	春日 克則（九州産業大学）
	石坂 信一郎（岐阜経済大学）	神藤 浩明（政策研究大学院大学）
	蟹江 章（北海道大学）	為房 牧（岐阜経済大学）
	高田 裕久（日本経済研究所）	久持 英司（青山学院大学）
	中山 重穂（愛知学院大学）	藤原 華絵（青山学院大学）
	樋沢 克彦（公認会計士）	渡部 徹（公認会計士）
	山口 直也（青山学院大学）	
	渡辺 竜介（関東学院大学）	
オブザーバー：	倉田 幸路（立教大学）	佐藤 倫正（愛知学院大学）
研究協力者：	上利 悟史（金融庁）	高橋 宏延（公認会計士）

### 要 旨

本研究グループの目的は、営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みることである。営利目的であるにせよ、非営利目的であるにせよ、同種の事業を営みながら、其々の会計基準等に準拠した異なる会計処理を行って作成されたさまざまな体系と表示の財務諸表は、情報利用者にとって、とくに比較可能性の観点からみて、目的適合性が低いと言わざるを得ない。

営利目的の場合、投資者が主な資金の提供者であるため、この組織の業績は、損益あるいはキャッシュフローで評価されるのに対して、非営利目的の場合は、納税者や寄附者が主な資金の提供者であるため、この組織の業績は、正味資金（純資産）の増減、並びにサービス提供の努力と成果に係わるアウトカム等で評価される。しかし、営利目的の場合でも、アウトカムにも関連するサステナビリティ情報が不可欠になっており、一方、非営利目的の場合でも、国の財政健全化政策の中で財務業績が求められているために、どちらの目的の組織でも必要な会計情報は共通化してきているとすることができる。この意味で、統合財務報告モデルを構築する意義は今日的にますます高まってきている。

統合財務報告モデルは、財務諸表と主要業績評価指標（KPI）での開示を示している。本研究では、統合財務報告モデルについて、（1）企業主体論、（2）キャッシュ変換サイクル、（3）損益取引と資本取引、（4）交換取引と非交換取引、（5）資金の拘束性、（6）業績などの視点からの考察を行っている。そして、当該モデルの保証および課税のあり方に加えて、管理会計の視点からの考察を行っている。また、国際公会計基準（IPSAS）および国際財務報告基準（IFRS）を用いた議論を行い、当該会計基準の共有化が図られてきたニュージーランドの会計制度を紹介している。

## 序章 営利・非営利目的の財務報告モデル研究の意義

### 第1節 研究の背景と目的

本研究グループ「営利・非営利組織の財務報告モデルの研究」の目的は、営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みることである。営利目的であるにせよ、非営利目的であるにせよ、同種の事業を営みながら、其々の会計基準等に準拠した異なる会計処理を行って作成されたさまざまな体系と表示の財務諸表は、情報利用者にとって、とくに比較可能性の観点からみて、目的適合性が低いと言わざるを得ない。

国の財政健全化に照らして、非営利目的の財務報告モデルは、世界的にみても、非営利目的に特有の業務および財務の性質を考慮に入れながら、営利目的のものと同様の財務報告の概念フレームワークや会計基準を前提にして構築されるようになってきている。そのために、営利目的か非営利目的かに関係なく、どの財務報告モデルもさまざまな視点からみて類似するようになってきている。本研究グループにおいて、営利目的と非営利目的のどちらの目的にも共有できる財務報告モデルの検討を試みることは、今日的な意義を有していると言える。

営利目的の場合、投資者が主な資金の拠出者であるため、この組織の業績は、損益あるいはキャッシュフローで評価されるのに対して、非営利目的の場合は、寄附者や納税者が主な資金の提供者であるため、この組織の業績は、正味資金（純資産）の増減、並びにサービス提供の努力と成果に係わるアウトカム等で評価される。しかし、営利目的の場合でも、アウトカムにも係わる ESG（環境，社会，ガバナンス）情報を含んだサステナビリティ情報が不可欠

になっており、一方、非営利目的の場合でも、国の財政健全化政策の中で、これまで以上に組織の財務業績が求められている。そのために、どちらの目的の組織でも必要な会計情報は共通化してきていると言うことができ、統合財務報告モデルを構築する意義はますます高まっている。

日本経済の再生に向けて、パブリック・セクターとプライベート・セクターが連携して公共サービスの提供を行う官民連携方式（Public Private Partnership : PPP）による公共サービスの提供が増加している。そこでは、パブリック・セクターの事業にプライベート・セクターの資金や経営のノウハウなどを導入して、財政資金の効率的な使用や行政の効率化を図っている。PPP 事業には、例えば、公共施設に収益施設を併設して、そこからの事業収入で公共施設の運営費用を回収するという収益型事業がある。

パブリック・セクターかプライベート・セクターかの区分は、国際的にみても必ずしも明確ではない。わが国では、設立根拠法によって区分でき、パブリック・セクターは憲法や行政法といった公法上の法人であり、一方、プライベート・セクターは民法やその特別法といった私法上の法人である。しかし、法律を公法と私法に分類すること自体がそもそも曖昧である上に、会計の視点を中心に考察した区分ではない。したがって本研究では、セクターニュートラルの考え方を採り入れて、図表 1 にある【営利・非営利型】に考察を加えることとする。セクターニュートラルは、セクターが異なっても、同一の取引または事象に対しては、同一の会計処理を行うべきであるという考え方であり、【営利・非営利型】は、セクターニュートラルの 1 つの形態で、現在、ニュージーランドの会計制度で採用されている。

図表 1 会計基準を適用するための組織の区分

【プライベート・パブリック型】			【営利・非営利型】		
設立主体 組織の目的	プライベート・ セクター	パブリック・ セクター	設立主体 組織の目的	プライベート・ セクター	パブリック・ セクター
営利目的					
非営利目的	公益法人	独立行政法人			

わが国では、公益法人は、特定非営利法人制度 (NPO) と並んで非営利かつ公益目的の法人の一般制度であるが、宗教、学校、医療、社会福祉、更生保護の各法人は別立てとなっている。諸外国の制度では、宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人のみならず、独立行政法人、認可法人、特殊法人などに該当する法人も広義の公益法人に含まれていることも多い。このように、わが国の非営利組織は、一部の法人を除き基本的には各法人によって異なる種類の事業を営んでおり、法人毎の会計基準等が存在するため、同一取引でも異なる会計処理が適用されて、其々の財務諸表を公表している。一方、営利目的の組織では、事業の種類に関係なく 1 つの会計基準が適用されている。

情報利用者のニーズが多様化していて、そこでは個々の利用者の意思決定にとって目的適合的な情報が異なっている可能性がある。つまり、財務報告は、ステークホルダーをどう特定するかで、そのモデルが異なってくる可能性があり、ステークホルダー間の適切なバランスを保った会計情報の提供が求められている。会計主体を人格化する資本主論では、財務報告モデルの検討が限定されたものとなる。会計主体論は、会計の判断を誰の立場、ないしどのような立場から行うべきかに関係している。

そこで、本研究では、組織を資金の集合体と

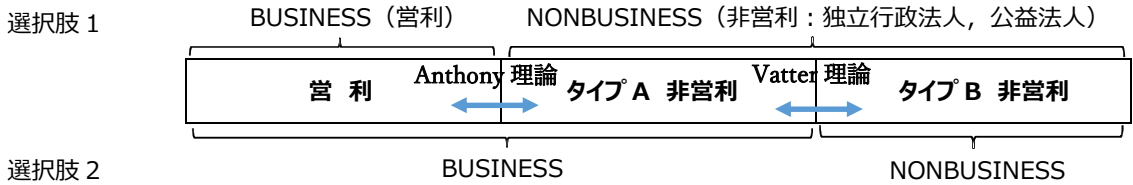
みなして、その資金の動きをもって組織の活動の観点を強調した Vatter の資金主体論、並びに会計主体は統制されている 1 つの経済主体として、主体持分の観点を強調した Anthony の主体持分論を手掛かりとして、営利目的でも非営利目的でも共有可能な統合財務報告モデルの検討を行うことにした。

## 第 2 節 研究の方法

本研究では、独立行政法人と公益法人の会計を取り上げて、非営利組織の財務報告モデルの統合化の検討を試みている。独立行政法人はパブリック・セクターに区分され、公益法人はプライベート・セクターに区分されている。大きくは 2 つに類型化ができる非営利組織の財務諸表の体系でも、両法人はそれぞれの類型を代表する法人である。

図表 2 では、営利組織と非営利組織に区分するための選択肢 1 と選択肢 2 を示している。タイプ A の非営利組織は、主に、投下資本によって市場から獲得される自己収入で原価を回収し、さらに事業に再投下するという因果関係的な循環運動が行われるキャッシュ変換サイクルを有する。一方、タイプ B の非営利組織は、主に、国からの財源措置や寄付金・補助金などを収入として、この範囲内で支出を行う非因果

図表 2 営利組織と非営利組織の区分・会計理論



(出所：Anthony, N. Robert [1978] *Financial Accounting in Nonbusiness Organizations: An Exploratory Study of Conceptual Issue, FASB Research Report. p.162, Exhibit 5.*を一部加筆修正)

的な片道運動が行われるキャッシュ変換サイクルを有する。独立行政法人と公益法人では、其々にタイプ A とタイプ B の両方の法人が混在している。

本研究では、図表 2 で示されている選択肢 1 の営利 (business) と非営利 (nonbusiness) の区分を採用し、この営利と非営利の目的の財務報告モデルの統合化の検討を試みている。独立行政法人および公益法人と同様に、わが国の非営利組織の多くは、選択肢 2 にあるタイプ A とタイプ B に区分することは困難であり、選択肢 2 を適用している米国の会計制度とは異なる。

本研究では、最初のステップとして、タイプ A の非営利組織とタイプ B の非営利組織を統合した財務報告モデルを検討するために、Vatter の資金主体論 (Vatter, J. William [1947] *The Fund Theory of Accounting and Its Implication for Financial Reports*, University of Chicago Press.) を手掛かりとした。資金主体論では、組織を操作性 (operation) の単位としての資金の集合体とみなして、その資金の動きをもって組織の活動の観点を強調しようとしている。資金の種類と性質によって、資産に対する拘束性が判断され、この判断によって指定正味財産と一般正味財産に区分して業績を表示しているのが公益法人の財務報告モデルである。

次のステップとして、営利 (business) と非

営利 (nonbusiness) の区分の財務報告モデルを統合するために、Anthony の主体持分論 (Anthony, N. Robert[1989] *Should Business and Nonbusiness Accounting Be Different?* Harvard Business School Press.) を手掛かりにした。主体持分論では、非営利組織は、営業取引 (operating transaction) に対する会計処理を営利組織と同様に行い、また、贈与者からの資本の受取りを贈与資本取引として会計処理を行うなど、損益取引と資本取引に区分して純利益の計算を行って損益計算書を作成する。これらの会計処理によって、営利組織の業績との比較が一定の範囲で可能となる。独立行政法人の会計では、損益取引と資本取引に区分して純利益の計算を行い、損益計算書を作成している。

国際公会計基準審議会 (IPSASB) は、国際会計基準審議会 (IASB) の財務報告の概念フレームワークをパブリック・セクター向けに修正した概念フレームワークを 2014 年に公表している。IASB の財務報告の概念フレームワークは、2018 年 3 月に改訂されている。これらとは別に、国際統合報告評議会 (IIRC) や米国のサステナビリティ会計基準審議会 (SASB) などからは、経済面から評価した財務情報に加えて、環境面および社会面から評価したサステナビリティ情報の開示を求めたフレームワークが公表されている。これらの財務報告に関するフレームワークは、個々に独立したものでは

なく、本来的には相互関連性があるものと理解できるため、統合財務報告モデルの検討には必要である。

本研究では、統合財務報告モデルを構築するには、独立行政法人の会計を展開することが有効であると考えている。独立行政法人の会計は、収益事業があるために営利目的の会計にある発生主義による認識規準が現金主義とともに適用されているので、営利目的と非営利目的の組織に適用する財務報告モデルの共有化の検討に有効である（中間報告書の第1章「資金収支構造からみた独立行政法人における発生主義会計」を参照）。また、パブリック・セクターに区分される独立行政法人では、国からの財源措置や寄付金・補助金などよりも、プライベート・セクターで特徴的な自己収入による資金源泉の割合が多い法人が数多くあるので、パブリック・セクターとプライベート・セクターの組織に適用する財務報告モデルの共有化の検討にも有効である。

独立行政法人は、経営内容の不透明さ、責任体制の不明確さ、および事業の非効率的かつ硬直的な運営といった特殊法人に対する批判を踏まえて、中央省庁の再編に並行して、カナダなどと同様に英国のエージェンシー制度を模範とした制度設計が行われ発足している。

近年、財務報告は、財務諸表に加えてサステナビリティ情報にまで報告が拡張している。主要業績評価指標（KPI）は、財務業績とサステナビリティ情報を関連付ける機能があり、営利目的の組織では、主に現在と将来の財務諸表を関連付ける指標として、他方、非営利目的の組織では、財務諸表とアウトカムを関連付ける指標として利用されている。したがって、統合財務報告モデルの構築には、KPIは必要不可欠な

業績評価指標であると言うことができる。

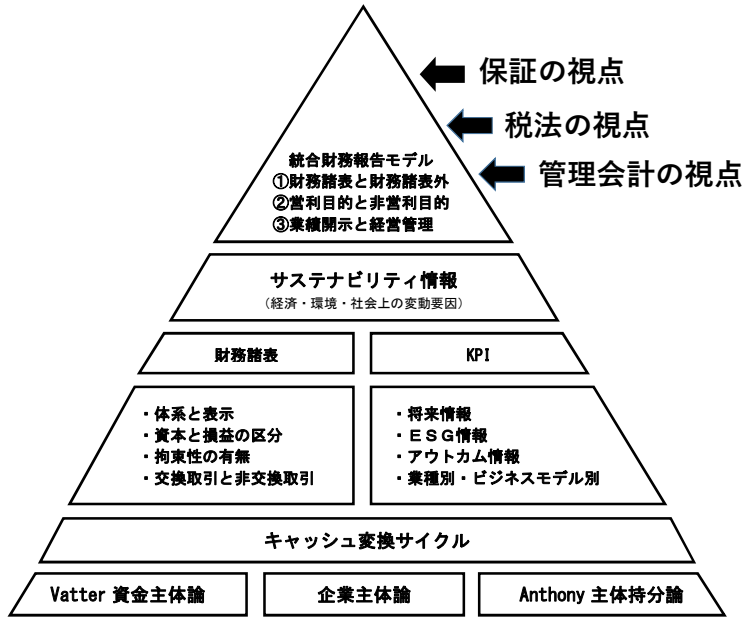
### 第3節 研究の構成（目次を参照）

本研究では、財務報告モデルは、財務諸表とKPIでの開示を示しており、統合財務報告モデルに対しての保証および課税のあり方に加えて、管理会計の視点からの考察を行っている。そこでは、(1) 企業主体論、(2) キャッシュ変換サイクル、(3) 損益取引と資本取引、(4) 交換取引と非交換取引、(5) 資金の拘束性、(6) 業績などの視点からの考察に加えて、国際公会計基準（IPSAS）および国際財務報告基準（IFRS）を用いた議論とニュージーランドの会計制度についても紹介している（図表3を参照）。

第1章から第5章までは、独立行政法人と公益法人の会計を取り上げて、非営利目的の財務報告モデルについての検討を行い、営利目的の財務報告モデルとの共有可能性を模索している。第6章では、米国での非営利組織の財務諸表の表示を中心に、非営利目的の財務報告に係わる論点を整理し、第7章では、米国でのKPIの開示の動向とその枠組みの検討を行っている。そして、統合財務報告モデルについて、第8章では、保証のあり方について、第9章では、課税のあり方についての考察を加え、第14章では管理会計の視点からの考察を行っている。

第10章から第12章までは、IPSASとIFRSでの議論を踏まえて、非営利目的の財務報告に係わる諸問題について検討を行い、第13章では、ニュージーランドにおけるセクターニュートラルな会計制度について紹介している。そして、第15章では、セグメント表示の有効性について検討している。

図表3 研究の枠組み



(小西範幸)

## 【目次】

- 序章 営利・非営利組織の財務報告モデル研究の意義 (小西)
- 第1章 営利・非営利組織の統合財務報告モデル－独立行政法人と公益法人の会計の考察を中心として－ (小西)
- 第2章 わが国における非営利組織の財務報告の特徴－独立行政法人と公益法人の会計の比較を通して－ (渡部)
- 第3章 公益法人会計における正味財産増減計算書－キャッシュ変換サイクルと業績の表示方法について－ (高橋)
- 第4章 非営利組織の資本取引の検討－キャッシュ変換サイクルと「交換取引」・「非交換取引」の視点から－ (樋沢)
- 第5章 補助金等および寄附金に関する会計処理－独立行政法人会計、公益法人会計および企業会計の比較から－ (渡辺)
- 第6章 米国における非営利組織の財務諸表の表示－FASBの取り組みを通して－ (為房)
- 第7章 営利・非営利組織における主要業績評価指標(KPI)の意義－サステナビリティ会計基準審議会の取り組みを通じて－ (藤原)
- 第8章 営利・非営利統合財務報告モデルにおける監査－独立行政法人に対する会計監査人監査制度の検討を通じて－ (蟹江)
- 第9章 課税対象の選択要件となる新たな区分基準－独立行政法人と公益法人の課税のあり方を中心として－ (春日)
- 第10章 IPSASの収益・費用認識の検討－業績と財政状態の表示のあり方の観点から－ (伊澤)
- 第11章 税収についてのIPSASと地方公会計の考え方の違い－収益か財源かの議論－ (高田)
- 第12章 非営利組織へのIASB概念フレームワークの適用可能性 (中山)
- 第13章 ニュージーランドにおける会計基準の適用区分の整理 (石坂)
- 第14章 戦略マップ(Strategic Map)／BSC(Balanced Scorecard)の外部報告への利用可能性－価値創造プロセスの可視化の枠組みとして－ (山口)
- 第15章 営利企業のセグメント情報開示とマネジメント・アプローチの有効性－経営者の恣意性への影響－ (浅野)

## 第1章 営利・非営利組織の統合財務報告モデル — 独立行政法人と公益法人の会計の考察を中心として —

本章では、まず、組織の目的について、序章の図表2で示されている選択肢1の営利と非営利（タイプA＋タイプB）の区分を採用し、次に、この営利と非営利の区分の財務報告モデルの統合化の検討を試みている。

ここでは、タイプAとタイプBの両方の法人が混在する独立行政法人と公益法人の会計基準を取り上げて、非営利組織の財務報告モデルの統合化の検討を試みている。大きくは2つに類型化ができる非営利組織の財務諸表の体系では、両法人はそれぞれの類型を代表する法人である。

タイプAの非営利組織は、主に、投下資本によって市場から獲得される自己収入で原価を回収し、さらに事業に再投下するという因果関係的な循環運動が行われるキャッシュ変換サイクルを有する。一方、タイプBの非営利組織は、主に、国からの財源措置等を収入として、この範囲内で支出を行う非因果的な片道運動が行われるキャッシュ変換サイクルを有する。

タイプAとタイプBの非営利組織を統合するために、組織を操作性（operation）の単位としての資金の集合体とみなして、その資金の動きをもって組織の活動の観点を強調しようとしているVatterの資金主体論の適用を試みる。資金（財務資源）の種類と性質によって、資産に対する拘束が判断され、この判断によって拘束性のある指定正味財産と拘束性のない一般正味財産に区分して業績を表示しているのが公益法人の財務報告モデルである。

Anthonyの主体持分論を参考にすると、非営利組織は、営業取引（operating transaction）に対する会計処理を営利組織と同様に行い、ま

た、贈与者からの資本の受取りを贈与資本取引として会計処理を行うなどして、損益取引と資本取引に区分して純利益の計算を行い、損益計算書を作成することになる。これらの会計処理によって、営利組織の業績との比較が一定の範囲で可能となり、それは同時に、非営利組織間での財務報告モデルの統一化の可能性を示唆している。損益取引と資本取引に区分して純利益の計算を行い、損益計算書を作成しているのが独立行政法人の財務報告モデルである。

独立行政法人の会計では、流入した資金が財産的基礎であるかどうか、すなわち法人として維持すべき資金（財務資源）かどうかを重視しており、それが財産的基礎と判断された場合は資本取引となり、そうでなければ損益取引となる。その判断は、資金の源泉と用途の両面、すなわち、資金提供者の意思と利用者の意思の両面から考慮されている。一方、公益法人の会計では、資金提供者の意思により当該資金の用途、処分又は保有形態に制約が課されているかどうかによって、指定正味財産か一般正味財産かの区分が行われる。拘束性のない一般正味財産の増減計算は、収益と費用の対応表示になっていて、拘束が解除された指定正味財産は、一般正味財産の増加として振替えられる。

このように独立行政法人と公益法人の会計では、業績の表示方法が異なりはするものの、そこでの利益は双方の主体持分において重要な意味を持っている。独立行政法人の会計では、会計主体は統制された1つの経済主体とみなし、その主体持分が行う損益取引と資本取引（非営利組織では、贈与資本取引）の区分に着目して、損益計算書で利益業績を表示する。一方、公益法人の会計では、会計主体は操作単位としての資金集合体とみなし、その資金の動きをもって組織の活動の観点を強調しようとしているため、資金の拘束性の有無に着目して、



正味財産増減計算書で業績を表示する。そこで一般正味財産の区分では、拘束性がない資金を用いて獲得した利益業績が表示されている。(小西範幸)

## 第2章 わが国における非営利組織の財務報告の特徴 — 独立行政法人と公益法人の会計の比較を通して —

本研究の目的は、日本における非営利組織の財務報告の特徴を明らかにするために、多様な事業を行っている独立行政法人と公益法人の会計を比較検討することである。

独立行政法人と公益法人の会計との間には、非営利組織における重要な課題である主体持分（純資産）の区分とその変動の表示に大きな違いが現れている。すなわち、独立行政法人会計では、主体持分（純資産）の増減を資本取引と損益取引に区分し、損益取引を損益計算書で表示している。一方、公益法人会計では、主体持分（正味財産）の増減を資本取引と損益取引に区分せず、拘束性のある指定正味財産の増減と、拘束性のない一般正味財産の増減に区分し、それぞれを正味財産増減計算書で表示している。そこでは拘束が解除された指定正味財産は一般正味財産として再区分される。

独立行政法人会計は、組織に流入した資金が法人として維持すべき資金、すなわち財産的基礎となるものを資本取引とし、それ以外を損益取引としており、それは資金源泉の種類と資金使途の内容の両面から判断される。一方、公益法人会計は、資金提供者の意思による流入資金の使途等に対する制約が課されているか否か、すなわち資金に対する資金提供者の拘束性の有無により、その区分が判断される。

両会計の主体持分の区分の対応、すなわち資本と指定正味財産（拘束）、損益と一般正味財

産（非拘束）の対応を検討した結果、相違点として、資金提供者が使途に制約を課さなかった場合であっても、独立行政法人会計では主体の意思を主体持分の区分に反映させ、資本となる場合があるのに対して、公益法人会計では非拘束となる点があることが分かった。また、流入した資金を支出する（資産の購入や費用化）前の待機状態の貸方科目を、独立行政法人会計では負債とするのに対して、公益法人会計では主体持分である指定正味財産とする点も相違点となっていることが分かった。

これらは、非営利組織において、法人内部に維持すべき資金とは何か、あるいはその裏側としての主体持分増減（損益）に係る業績とは何かという考えが、明確でないことによるものと思われる。非営利組織間における財務報告の共有化に向けては、この点の整理が、まず、必要になると考える。

(渡部徹)

## 第3章 公益法人会計における正味財産増減計算書 — キャッシュ変換サイクルと業績の表示方法について —

本研究の目的は、公益法人会計基準の改正の歴史的経緯を振り返ることで、フロー情報を表す正味財産増減計算書が、企業会計における損益計算書に近似してきていることを示すことである。そのうえで、正味財産増減計算書を財政状態の変動を表す業績計算書として機能させるために、今後の公益法人会計基準改正において求められる点について示唆を得てみたい。

研究方法としては、まず、昭和 52 年の公益法人会計基準制定当時から、昭和 60 年および平成 16 年の基準改正の各時点における計算書類に関して、特に正味財産増減計算書の作成方法、表示方法について、各基準の比較を行う。

そのうえで、昭和 60 年基準まで正味財産増減計算書の作成方法として定められていたストック式正味財産増減計算書（「資産及び負債の各科目別に増加額及び減少額を記載して当期正味財産増加額（減少額）を求め、これに前期繰越正味財産額を加算して期末正味財産合計額を表示」する方法）が、資産および負債を変動原因別に区分して表示していることから、財政状態変動表としての意義を検討する。

ストック式正味財産増減計算書は、財政状態の変動を資産および負債の変動原因別に区分して表示するため、資源提供者から委託された財産または資金に対する責任を明らかにする「受託会計」という観点からは、現在のフロー式正味財産増減計算書よりも優れた面がある。すなわち、ストック式正味財産増減計算書における資金の範囲を総財務資源に拡張することで、キャッシュ変換サイクルを忠実に表すことのできる財務諸表となる（「拡張された収支計算書」という。）。

平成 16 年基準改正では、主に事業型の公益法人（タイプ A）に対応するため、フロー式正味財産増減計算書が業績を表現する計算書として採用され一本化された。フロー式正味財産増減計算書は、正味財産の増加原因・減少原因を収益・費用と呼んでいること等から、表示方法のみに着目すると、企業会計における損益計算書に近似しているといえる。

しかしながら、依然として多く存在するタイプ B の公益法人にとっては、現行のフロー式正味財産増減計算書では、必ずしもその業績の全容が表現できるとは限らない。むしろ、拡張された収支計算書の方が、資源の変動の全体像を表示する業績計算書として、業績評価のための情報を表示することが可能であり、タイプ B の公益法人に適合することが明らかになった。

（高橋宏延）

## 第 4 章 非営利組織の資本取引の検討 —キャッシュ変換サイクルと「交換取引」・「非交換取引」の視点から—

本研究の目的は、まずは国際公会計基準（IPSAS）における「交換取引」および「非交換取引」について、「交換取引」の要件を検討することによって両者の分類を明確にし、それぞれの取引とキャッシュ変換サイクルとの関係を明らかにすることである。そのうえで「非交換取引」について、資本取引と損益取引との区分という観点から「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下、独法基準）と IPSAS を比較することにより、非営利組織の特性を踏まえた資本取引の在り方を検討することである。

キャッシュ変換サイクルと「交換取引」・「非交換取引」との関係を検討した結果、「交換取引」が投下資本によって市場から獲得される自己収入で原価を回収し、さらに事業に再投下するという因果関係的な循環運動が行われる収支構造（キャッシュ変換サイクル（B））であることは当然であるところ、補助金等の「非交換取引」は一般的には国からの財源措置を収入として、この範囲内で支出を行う非因果的な片道運動が行われる収支構造（キャッシュ変換サイクル（A））に該当するものの、補助金等が自己収入の補てんとして拠出される場合のように投下資本によって市場から獲得される自己収入と補助金等で原価を回収されると考えられるような場合には、「非交換取引」であっても、因果関係的な循環運動が行われる収支構造（キャッシュ変換サイクル（B））に該当することが分かった。

そのうえで、「非交換取引」における資本取引と損益取引の区分の観点から、国からの財源措置について、IPSAS と独法基準とを比較し

たところ、IPSAS では拠出資本であっても資金拠出者側の一定の権利が認識されない限り、収益とせざるを得ないが、独法基準では一定の要件のもと資本贈与取引とされる場合があることが分かった。すなわち、パブリック・セクターもしくは非営利目的の組織においては、組織の実態に即した有用な財務情報を提供するという観点からは、資金拠出側の権利の有無ではなく、資金拠出側の意図や取得された資産の内容を勘案し、資金を拠出される側の組織内部における資金維持の要請の有無により「非交換取引」における資本取引と損益取引の区分が行われるべきであることが分かった。

(樋沢克彦)

## 第5章 補助金等および寄附金に関する会計処理 — 独立行政法人会計、公益法人会計および企業会計の比較から —

独立行政法人会計、公益法人会計および企業会計の会計基準は、補助金等および寄附金の受領という共通の経済事象について異なる会計処理を規定している。その差異を比較検討することにより、法人形態ごとの会計基準の基底となる基礎概念の違いを捉え、補助金等の開示に関する比較可能性の問題を検討した。

補助金等の会計処理について、会計基準から財務諸表の構成要素を次のように整理した。

①負債の定義を満たす負債であり、国際会計基準 (IAS) 41, 独立行政法人会計基準および『非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理』(日本公認会計士協会 [2016]) にみられる。②資本剰余金の位置づけは、1974 年修正前の企業会計原則および独立行政法人会計基準での一部の処理でみられた。1974 修正前企

業会計原則では企業主体理論の立場から、一方、独立行政法人会計基準では「財産的基礎を構成する」という視点による。③収益としての認識は、圧縮記帳の前提となる会計処理であり、企業会計原則注解 24 および IAS20 でみられる。④繰延収益としての負債計上は、IAS20, 独立行政法人会計基準での一部の処理でみられる。費用との対応で収益を期間配分する思考による。⑤繰延収益として純資産に計上する可能性を示唆するものとして『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』がある。リサイクリングと同様の処理が純資産 (正味財産) 内での振替として行われるという意味では、公益法人会計における指定正味財産から一般正味財産への振替処理にもみられる。

「営利目的でも非営利目的でも共有可能な統合財務報告モデル」あるいは異なる法人形態間の財務報告の比較可能性の視点から、次の 3 点を指摘した。

まず、資本 (資本剰余金) と収益の区分について、資本主論をとる現在の企業会計の収益としての処理は、独立行政法人会計においては当該取引の一部でみられる資本剰余金としての処理との違いとなって表れることから、会計主体論について検討すべき課題があると指摘した。2 点目として、国庫補助金等の負債としての計上について、「責務」「付帯条件」によっては負債の定義を満たす可能性があることを指摘した。上記の視点から、法人形態別の基準間で一貫したものにすべきと言及した。3 点目として、企業会計の固有の問題では、繰延収益による処理について、その他の包括利益累計額として処理する可能性を指摘した。

(渡辺竜介)

## 第6章 米国における非営利組織の財務諸表の表示 —FASBの取り組みを通して—

本研究では、米国財務会計基準審議会（FASB）における非営利組織の財務諸表の表示について検討する。非営利組織の財務諸表の表示に関する会計基準として、会計基準アップデート（ASU）No.2016-14『非営利組織の財務諸表の表示』がある。これは財務会計基準書（SFAS）No.116『受け入れた寄付および提供した寄付に関する会計』および SFAS No.117『非営利組織の財務諸表』が改訂されたものである。ここでの非営利組織とは、組織分類の境界線を資金源泉の違いにより区分しており、相当額の財務資源を財の販売およびサービスの提供以外から得ている組織を想定している。

非営利組織の財務諸表には、貸借対照表、活動計算書、キャッシュフロー計算書および注記があり、純資産の区分は、資源提供者による拘束性の有無およびその性質によって区分されている。その純資産の変動を示す活動計算書には、3つのフォーマットが例示されており、その表示方法は多様である。それらは①1つの計算書で示すか②2つの計算書で合わせて示すか、②純資産区分の変動を縦に並べるか（縦型）横に並べるか（横型）、および③費用を性質的分類で示すか機能的分類で示すかという3つの視点から整理することができる。

そこで本研究では、特に活動計算書の表示方法について、それぞれの特徴を明らかにするとともに、営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みるという本研究グループの目的と整合したあり方を検討してみる。

その結果、活動計算書の有用な表示としては、拘束性のない純資産を効率的に使用していることを示したい非営利組織にとって、損益と

みなされる取引を1つの計算書、すなわち、非拘束純資産における収益、費用およびその他の変動に関する計算書で示すことで、営利組織との比較可能性を高めることができることが分かった。この場合、非拘束純資産の項目では正味額を表示し、拘束純資産の項目では内訳を表示する純資産変動計算書というもう1つの計算書が求められることになる。その純資産変動計算書では、営利組織と比較する際に、縦型は拘束性の有無を主に表示しているため、純資産の拘束性の有無がわかりやすい。また、費用の分類は、機能的分類にすることにより、キャッシュ変換サイクルを表すことができる。したがって、活動計算書は①2つの計算書において②純資産を縦に並べ③費用を機能的分類することが、本研究グループの目的に整合した表示とすることができる。

（為房牧）

## 第7章 営利・非営利組織における主要業績評価指標（KPI）の意義 —サステナビリティ会計基準審議会の取り組みを通じて—

本研究では、米国のサステナビリティ会計基準審議会（SASB）からの公表物を通じて会計メトリック（本研究では、主要業績評価指標（KPI））を検討することで、営利と非営利のどちらの目的の組織でも共有可能な KPI について検討してみたい。そこでは、3つの視点から、すなわち、①財務会計基準審議会（FASB）の概念フレームワークによる業績と KPI の関係にみる KPI の共有可能性、②SASB の概念フレームワークによる KPI の共有可能性、③医療・介護サービス業にみる KPI の共有可能性からの検討を試みる。

営利目的の組織は、財務業績の評価に重点を

置いていたが、近年、サステナビリティ情報等への関心の高まりから、サステナビリティ業績の評価へと拡大している。一方、非営利目的の組織は、サステナビリティ業績の評価に重点を置いていたにも関わらず、それを測定する技法が未開発であったこともあり、近年、サステナビリティ業績の開示への期待が高まっている。非営利目的の組織には、財務健全化は必須であり、財務業績の重要性も再確認されている。したがって、どちらの目的の組織でも、財務業績とサステナビリティ業績の評価に用いることが可能な KPI に共有可能性を見出すことができる（上記①の視点）。

SASB では、米国の公開企業が米国証券取引委員会（SEC）に提出する Form10-K 等の年次報告書において、重要なサステナビリティ情報の開示を行うための概念フレームワークを策定しており、79 の業種別の KPI を抽出することを目指している。SASB は、3 つのアプローチによって KPI の枠組みを構築しており、その 1 つのアプローチに業種別アプローチがある。このアプローチは、本研究グループの主旨に合致すると考えられる。それは、業種毎にビジネスモデルがあるため、そこでは同様の方法で資源を使用する傾向があり、その結果、同様のサステナビリティに関する機会とリスクがあると考えられているからである（上記②の視点）。営利と非営利のどちらの目的の組織も混在する米国での医療・介護サービス業を選択して、KPI の事例を検討したところ、環境と人的資本の領域において、共有可能な KPI があることを見出すことができた（上記③の視点）。

（藤原華絵）

## 第 8 章 営利・非営利統合財務報告モデルにおける監査 — 独立行政法人に対する会計監査人監査制度の検討を通じて —

本研究では、営利組織と非営利組織の財務報告を統合した財務報告モデルを構想する場合に、当該モデルが意図する目的の達成を支援する監査のあり方について、独立行政法人に対する会計監査人監査制度の検討を通じて考察する。

営利組織と非営利組織の財務報告を統合した財務報告モデルを構想する場合、このモデルにおける目的の達成を支援するための会計監査は、営利組織に関する金商法的な目的と、それ以外のとりわけ非営利組織に固有の目的を同時に支援できるものでなければならない。

独立行政法人における財務諸表の監査では、重要な虚偽の表示がないことと、財務諸表等の作成に際し重要な影響を与える法令に準拠していることの 2 点が、監査人が財務諸表の表示の適正性を判断する際に、別個に考慮すべき要件となっている。独立行政法人は公共的性格を有し、また、国民から負託された経済資源に関する財務情報を国民に対して開示する責任を負っていることから、法令を遵守して適正な財務諸表を作成することが特に強く求められている。したがって、会計監査人には、財務諸表の監査を実施するに際しても、法令への準拠を明示的に考慮して結論を形成することが要請されているのである。

独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等が独立行政法人の財務情報等を適正に表示しているかどうかについて意見を表明することを求められており、この限りにおいて金商法上の財務諸表監査の監査人や会社法上の会計監査人と同じ役割を期待されているとあってよい。

しかし、独立行政法人の会計監査人は、財務諸表の表示の適正性について判断する際に、重要な虚偽の表示がないことを確かめるだけでなく、財務諸表が通則法を始めとする関連法規に準拠して作成されているかどうかについても、監査証拠に基づく合理的な保証を得ることを明示的に求められている。ここに、独立行政法人に対する会計監査人監査の大きな特徴点を見出すことができるのである。

営利組織と非営利組織の財務報告を統合して、両者のいずれにも共通して適用できる財務報告モデルを構想するに際しては、財務諸表の表示だけではなく、その背後にある会計記録や会計処理プロセスに対して実質的な検証手続を実施するアプローチを指向する監査モデルの構想が必要となろう。このとき、独立行政法人に対する会計監査人監査のあり方は、極めて重要な示唆を与えてくれるものであるといえることができるのである。

(蟹江章)

## 第9章 課税対象の選択要件となる新たな区分基準 —独立行政法人と公益法人の課税のあり方を中心として—

法人税法では、非営利法人が本来の公益事業を行った場合には非課税とし、収益事業を行う場合にのみ課税するとしている。また、所得金額の計算方法は、益金の額から損金の額を控除した金額であり、資本等取引によるものは除かれるのである。しかし、持分の定めのない非営利法人の場合、収益事業による所得を計算する際の資本等取引をどのように考えるのかについて疑問が生じる。また、自己収入の割合が高く自立した活動を行っている非営利法人の場

合、公益事業から生ずる剰余を如何に計算すべきかが問題となる。

そこで、本研究では独立行政法人と公益法人を例にとり、これらの法人（以下、両者を合わせて公益法人）における課税対象の選択要件（すなわち、課税のあり方）の検討を試みたのである。考察にあたっては、公益法人の本来事業との係わりから対価を伴う取引か否かの視点（横軸）と、法人税法の所得計算原則に即した資本取引と損益取引の区分の視点（縦軸）とに立脚し、当該マトリクスに基づいて分析・策定する方法をとった。その際、公益法人の資本取引については、独立行政法人会計基準（以下、独法基準）の諸規定を手掛かりとした。

独法基準では、出資者からの出資金（資本金）の他に、独立行政法人の財産的基礎を構成する場合には贈与剰余金が資本とされる。すなわち、取得された資産の内容（中期計画等で予定されている非償却資産と、更新財源の手当が予定される償却資産（第87の特定償却資産））および、提供される財源の目的（例えば、民間出せん金は出資と同じであり、施設費は資産購入にその用途が特定されている補助金である）によって、資本剰余金となるか否かが判断されているのである。このため、資本概念を株主等からの払込資本に限定している法人税法とはその範囲が異なるのであり、結果として課税対象さらには税額に違いが生じることが判明した。

それ故、非営利法人の収益事業や自己収入への課税問題等を解決するためには、法人所得計算の通則を定める法人税法第22条の資本等取引について、公益法人の実態に即した資本概念を加味して再構成されるべきであるとの結論に達した。

(春日克則)

## 第10章 IPSASの収益・費用認識の検討 —業績と財政状態の表示のあり方の観点から—

本研究の目的は、国際公会計基準（IPSAS）の収益・費用認識を業績と財政状態の表示のあり方の観点から検討することである。まず、国際会計基準審議会（IASB）と国際公会計基準審議会（IPSASB）の概念フレームワークを業績と財政状態の表示のあり方の観点から比較し、次に、IPSASBで検討されているIPSASにおける収益・費用認識のアプローチを業績と財政状態の表示のあり方の観点から検討する。

本研究の検討によって、まず、両概念フレームワークは、業績については、いずれも収益と費用の差額を財務業績としているところ、IPSASBは業績を広義にとらえ財務業績だけではなくサービス提供業績等を含むことが分かった。財政状態に関しては、IASBは株主の持分という観点から企業の資源や請求権の変動により残余持分がどの程度変動するのかに着目しているのに対し、IPSASBは報告主体のサービス提供能力という観点からとらえ、資産や負債だけではなく、包括的に「その他の資源」や「その他の債務」をもとらえていることが分かった。

次に、IPSASにおける収益・費用認識のアプローチについては、パブリック・セクターの取引を履行義務の程度と性質に応じて3つのカテゴリーに分類していることが分かった。これは、従来、IPSASBがパブリック・セクターの取引を「交換取引」と「非交換取引」に分類しているところ、資源提供者と資源受領者の間に一種のサービス提供契約がある場合があるととらえ、IFRS第15号の履行義務アプローチを「非交換取引」の一部にも適用するものである。これは、プライベート・セクターとパブリック・セクターに共通の収益・費用認識のア

プローチを提供する可能性があるものの、業績のあり方という観点からはサービス提供業績を含め表示しなければ不十分であり、また、財政状態の観点からは、資本性補助金のように補助金の受領を業績ではなくサービス提供能力の増加としてとらえるべき取引については課題があることが分かった。

（伊澤賢司）

## 第11章 税金についてのIPSASと地方公会計の考え方の違い —収益か財源かの議論—

本研究の目的は、地方公共団体の本源的な収入である税金について、国際公会計基準（IPSAS）と我が国の地方公会計（統一基準）との考え方の違いを比較することである。

本研究グループの目的は、営利目的と非営利目的のどちらの目的の組織でも共有できる財務報告モデルの検討を試みることである。ここにおける「非営利組織」に地方公共団体は含まれない。しかしながら、本研究グループの共有視点である「キャッシュ変換サイクル」から、税金の会計的な性格を考察することは、グループ全体の議論を理解する上での重要な論点になりうる。

本研究においては、税金について、IPSASでは「収益」、地方公会計では「財源」というように異なる財務諸表の構成要素に分類していることに着目し、まずそれぞれの基準における考え方を整理した。そこで分かったことは、税金は、IPSASでは非交換取引と位置づけつつも所有者からの拠出には当てはまらないため「収益」とするのに対し、地方公会計では損益以外の純資産の増加要因として「財源」という固有の構成要素として定義しているということである。

次いで、それぞれの考え方の背景にある「取

益説」と「持分説」について先行研究を参考にしつつ整理した。そこで分かったことは、「収益説」では税金と行政サービスの全体としての対価関係や期間的な対応関係を重視するのに対し、「持分説」では主権者からの信託財産としての性格を重視しているということである。

さらに、「キャッシュ変換サイクル」という視点から税金の会計的性格を考察した。そこで立論は、行政サービス費用を賄うために租税を徴収するという関係は認められるものの、租税を徴収するために行政サービスを実施するという関係は成立しないため、非因果関係的な片道運動が行われるキャッシュ変換サイクルであり、双方向の因果関係が成立する収益に分類すべきではない。したがって、損益以外の純資産増加要因（財源）として定義づけるべきものである。また、このように理解したとき、財務業績計算書ではなく、純資産変動計算書に表示することが妥当である。

（高田裕久）

## 第12章 非営利組織へのIASB概念フレームワークの適用可能性

本研究は、国際会計基準審議会（IASB）の『財務報告に関する概念フレームワーク』（以下、IASB概念フレームワーク）を題材とし、営利組織の財務報告と非営利組織の財務報告において、概念フレームワークの共有が可能かどうかを考察することを目的としている。

具体的には、まず、IASB概念フレームワークの適用範囲となる報告主体について整理している。次に、非営利組織へのIASB概念フレームワーク適用の検討状況を明らかにするとともに、複数の会計基準設定主体によって作成されたリサーチレポートをもとに、IASB概念フレームワークを非営利組織に適用する際の問題を整理している。くわえて、営利組織の財

務報告と非営利組織の財務報告のための概念フレームワークの設定方法を検討している。最後に、IASB概念フレームワークを非営利組織に適用する際の課題を指摘し、結語としている。

上記プロセスにおいて、現在、改訂中であるIASB概念フレームワークはプライベート・セクターの営利組織を対象としており、IASBの前身である国際会計基準委員会（IASB）のものも含め、IASBが公表した概念フレームワークにおいて、非営利組織は適用範囲に含まれていないこと、IASB概念フレームワークの非営利組織への適用に対するIASBの取組み状況をみると、具体的な措置が取られる様子はないものの、将来的に非営利組織を適用範囲とする可能性が含み置かれていることが明らかとなった。

そして、営利組織と非営利組織とでは、組織目的などの相違から、その主要な利害関係者や財務報告の目的は同一ではないため、IASB概念フレームワークを非営利組織に適用するためには、非営利組織の組織目的に合わせて財務報告の目的を修正し、その目的に基づいて以降の領域も修正する必要があることを明らかにした。また、修正にあたっては、営利組織と非営利組織の特徴の相違を踏まえ、共通の概念フレームワークを非営利組織に適用可能な領域ではIASB概念フレームワークを共有し、適用が困難な領域ではIASB概念フレームワークとは異なる非営利組織向けの概念フレームワークを整備する方法が妥当であることを指摘した。

（中山重穂）

## 第13章 ニュージーランドにおける会計基準の適用区分の整理

ニュージーランド（NZ）では、1980年代か



ら現在に至るまで、会計基準の変更が幾度も行われており、それに伴って会計基準の適用区分も大きく変化してきている。そこで、本研究では、NZにおける会計基準の適用区分を整理することによって、セクターニュートラルの考え方を根底にした会計基準の共有化が図られてきた経緯を明らかにすることを試みた。

その会計基準の適用区分の変遷をみると、プライベート・セクターとパブリック・セクターという区分で会計基準が適用されていた期間（第1期）、両セクターに同一の会計基準（前半は財務報告基準（FRS）、後半は国際財務報告基準（IFRS））が適用されていた期間（第2期）を経て、現在では、営利組織と非営利組織（公益目的の主体：PBE）という区分でIFRSと国際公会計基準（IPSAS）が適用されている（第3期）。ここでの組織区分は、パブリック・セクターが2001年公共監査法で定義されている組織であり、それ以外がプライベート・セクターである。非営利組織はPBEと判断されるものであり、それ以外が営利組織である。この変遷の根底には、セクターニュートラルという考え方がある。それは、同種の取引または事象に対しては、同種の会計処理を行うべきであるという考え方である。この考え方によって、セクター間で会計基準が共有化され、財務報告の比較可能性が確保されている。

第1期の両セクターでの発生主義会計の共有化によって、セクター間の財務報告の比較可能性が高まったが、それぞれのセクターの会計基準が異なることから、その比較可能性には限界がある。そこで、セクターの壁を取り払った会計基準の共有化が検討され、第2期では同一の会計基準が適用された。これらの移行は、市場原理を重視したパブリック・セクター改革のために必要不可欠であった。

第3期で営利組織とPBEに適用区分を分け

たのは、適用当初よりも複雑化するIFRSに調整を加えて、すべての組織に適用することが難しくなりつつあったこと、また、IPSASBから概念フレームワークが公表されるなどIPSASが整備されるなかで、PBEに特徴的な取引または事象を想定していないIFRSではなくIPSASをPBEに適用するためであった。

以上のように、会計基準のグローバル化の進展に対応しながら、より報告主体の実情にあわせた会計基準の適用区分となるよう調整を加えてきたところに、NZにおける会計基準の共有化の特徴がある。

（石坂信一郎）

## 第14章 戦略マップ(Strategy Map)／BSC(Balanced Scorecard)の外部報告への利用可能性 — 価値創造プロセスの可視化の枠組みとして —

近年、伝統的な財務情報を補完する情報として、組織の価値創造への取り組みを、当該組織のあらゆる利害関係者に対して適切に説明する情報への関心が高まっている。このような中、価値創造プロセスを可視化する枠組みとして、戦略マネジメント・システムである戦略マップ／BSCが有効であるという主張がみられるようになった。

本研究では、購入者から受領する対価をもって事業活動に必要なコストの全額もしくは大半を回収しなければならない営利組織・非営利組織を念頭に置き、戦略マップ／BSCの外部報告への利用可能性について分析を行う。

外部報告への利用アプローチについては、戦略マップ／BSCを経営管理に全く活用していないか、部分的にしか活用していない組織にも戦略マップ／BSCに基づく価値創造プロセスの説明を求めるか否かに応じて、強制適用アプ

ローチと任意適用アプローチの 2 つのアプローチが考えられる。

さらに、各アプローチについて、実際に経営管理に活用している戦略マップ/BSC に基づく情報開示を求めるか否かに応じて、実質要件充足型と形式要件充足型の 2 つの手法が考えられる。したがって、適用範囲（強制適用アプローチ・任意適用アプローチ）と開示手法（実質要件充足型・形式要件充足型）の組合せによって、4 つのパターンが考えられる。

戦略マップ/BSC を用いて開示すべき内容について、BSC において設定される KPIs は、価値創造に寄与する重要成功要因が変化しない安定的な経営環境の下での経営戦略の進捗度・目標の達成度と経営戦略の有効性評価に役立つ一方で、経営環境が大きく変化し、重要成功要因と KPIs との不整合が生じているにも関わらず、同一の KPIs 体系を重視しすぎると、組織の柔軟性にマイナスの影響を与えるおそれがあるとともに、組織の競争力ないしは、収益力の持続可能性について誤った評価を下してしまうおそれがある。

したがって、経営環境の不確実性が高い組織・事業においては、経営環境の変化に伴うリスク（戦略と現有能力の陳腐化リスク）と戦略マップ（戦略と獲得すべき能力の更新）の開示を重視し、経営環境の不確実性が低い組織・事業においては、戦略マップ（戦略と獲得すべき能力の明確化）と BSC（戦略の進捗度・達成度の評価と戦略の見直しの必要性の評価）の開示を重視する必要があると考えられる。

（山口直也）

## 第 15 章 営利企業のセグメント情報開示とマネジメント・アプローチの有効性 — 経営者の恣意性への影響 —

本研究の目的は、営利企業を対象に、マネジメント・アプローチ（MA）の有効性を経営者の恣意性への影響といった視点から分析することにある。

MA とは、経営者が経営上の意思決定や業績管理のために使用する情報（内部情報）を基礎として外部報告用の情報（外部情報）を作成する方法であり、企業会計ではセグメント会計基準で導入されている。独立行政法人会計でも、平成 27 年の基準改訂において、MA と整合的な方法が採用されている。MA は情報利用者が経営者の視線で企業を見られるようにするだけでなく、実態の変更を伴わない、会計数値のみを対象とした操作を困難にするため、会計情報の有用性を高めるとされている。他方、MA が原則主義に則していることを前提とすれば、実際に経営者の裁量余地を狭めるかどうか、また会計情報の有用性を高めるかどうかは、必ずしも自明ではない。本研究では、MA の採用によってセグメント単位の開示情報量やセグメント情報の有用性がどう変化したのか、課題点があるとすればそれは何かについて、米国財務会計基準財団（FAF）および国際会計基準審議会（IASB）が実施したセグメント会計基準の適用後レビューや先行研究の分析結果を通じて検討した。

本研究における主たる分析結果は次のとおりである。まず、MA の採用前はセグメンテーションや開示項目の測定方法において経営者の恣意性が介入しやすく、proprietary cost やエージェンシー・コストの大きい企業の経営者が報告セグメント数を少なくする等、セグメント単位の開示情報量が抑えられていたことが

判明した。また、MAの採用後は経営者の裁量余地が狭まり、proprietary cost やエージェント・コストの大きい企業で報告セグメントの増加が観察されるだけでなく、MAの採用後に新たに開示されたセグメント情報を用いて株式売買を行えば、より大きな株式リターンを獲得できることから、MAが報告セグメント数を減らす経営者の裁量余地を狭め、投資意思決定

に有用なセグメント情報の開示に有効であることも明らかになった。ただし、MAは原則主義的な特徴を有していることもあり、経営者の恣意性を完全に排除できるわけではなく、事業セグメントの集約基準が恣意的に操作されている可能性があることも、セグメント会計基準の適用後レビューの分析を通じて判明した。

(浅野敬志)